

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成28年9月6日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	江上文啓	総務部長兼 総務課長 安心安	伊藤啓二
	総務課長	浅野幸司		
	教育長	石垣武雄	教育部長兼 教育課長	黒川静一
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	金山昭司
	書記	飯田和泉	主事	戸崎智信
付託事件	議案第46号 表彰について 議案第47号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について			

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

時間が早いようですけれども、総務民生常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

座らせていただきます。

本日の付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査の中間報告について協議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、横江町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされますようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

議案第46号「表彰について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

改めまして、おはようございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 中村英子君

2ページのところなんですけれども、2ページの(3)の地域振興というところですが、ここに西之森の方がお名前出ているんですけれども、これに、この項目を適用した人に対して、過去にもちょっと問題があったことがあったのではないかなと、大分前なんですけれども、というふうに記憶しているんですけれども、これの第2条第5号というのは、この基準なんですけれども、ちょっと基準が地域の町内会長さんの推薦によって、一応認めていくというものではないかなと思うんですけれども、ここによりますと、自治会役員を歴任したというふ

うに書いてあるので、これの基準をもうちょっと詳しく説明いただければありがたいんですが。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の件でございます。地域振興の関係、2条第5号適用ということのご質問でございます。

こちらの方につきましては、原則、各町内会様のほうからご推薦をいただきまして、町の公職者履歴等の確認をさせていただいておる次第でございます。原則、議員のご指摘のとおり、明確な基準は特に定めておりませんが、大まか地域のこれにございますように、多年にわたりまして地域の振興等に大きな貢献を果たされたということで、ご判断のほうを町の公職者履歴とあわせて確認しながらしておる次第でございます。

以上でございます。

○総務部長 江上文啓君

すみません、今、総務課長が申しあげましたように、明確な基準はありませんが、内部的には20年を超える方、20年以上自治会等々の役員を歴任された方を対象に表彰の対象とさせていただいております。

ちなみに、この橋本近さんにおかれましては、通算で22年と7カ月ほど自治会の役員をやってみえたということですので、今回表彰の対象に上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、これに該当するのは、今おっしゃったように、大体20年以上にわたって地域に貢献した、地域の役員、ということは、町内会というのもあるんですけども、自治会というところも、このようにあるんですけども、その副なら副、何とか何とかの役員なら何とか何とかの役員、そういうものを20年以上を対象にして、一応の基準でこれは出していると、現在そういうことですか。そのほかの基準というものは別にこれに対しては適用されることは余りないということですか。

例えば、ちょっと角度が違うかもしれませんが、社会福祉協議会の会長を長くやったとか、そういうような人は、こういうところの対象になってくるのか、その福祉の関係を、例えばボランティアならボランティアとか、そういうものを地域で10年も20年もやっていたと、そういうような人はおおむねこの対象にはなっていないのか、どうなのかということなんですが、嘱託員に関しては、嘱託員でも基準年数で、今こういうふうに出てきていますので、毎年わかりやすく出てきているんですけども、ここに関しては、もう少し対象の範囲が広がった解釈というのもあったと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

失礼いたします。

今、中村委員おっしゃいましたように、表彰条例の2条5号というのは、社会事業に尽くし、その功績の顕著なものがございますので、必ずしも自治会の役員等々でなければいけないという考え方ではございません。例えば、今委員がおっしゃったように、ボランティア等々であっても、社会事業に貢献されたということであれば、ただし、そこには町内会長等の推薦がないと私どもとしてはなかなかそういう情報が、全てを知り得るわけではございませんので、そういったものを根拠に表彰に値するかどうかを考えさせていただくと、考えさせていただくというか、検討させていただくと。

それと、もう1点は、表彰審査委員会というのがこれでございます。多分委員もご存じだと思いますが、ことしは7月26日にそういう委員会を開きまして、こういった方について表彰に当たるかどうかというのを審査していただきます。その結果、こちらの9月議会に提出させていただいておりますので、今言ったような事例の方も当然対象になるかと考えております。

以上です。

○委員 中村英子君

今後、町内会長の推薦というのはもちろん前提としてあると思うんですけども、そんなところで、ボランティアを長くやっていただとか、そのほかのことで地域に、以前に出てきた話では、自分で希望して地域の清掃を毎日毎日やっておると、前にもあったんですけども、そういうことを長年やっておるんだから、そういう人も表彰の対象にしたらどうかということも以前にあったかと思うんですよね。

ちょっと前の話なので総務部長知らないかもしれないですけども、私のほうが古いもので、議員が。それで、ちょっとこら辺の柔軟な対応をしてもらって、広く町内会長さんとか、囑託員にもそういうことで、地域にやっている人たちに対しては、少し、審議会今言ったようにありますけれども、何か幅をちょっと広げて活動してくださることに対して、やっぱり対応していくことがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとその辺も町内会長さん、囑託員のほうにも、そういう会議もありますので、広くちょっと広げてもらえば、さらに多くの方が励みになるんじゃないかなと思いますので、ちょっと一言、それについてお願いを申し上げておきたいと思います。

○委員長 松本正美君

他に質疑ございますか。

○委員 飯田雅広君

15番のところですけども、土地の寄附ということですけども、場所はどこですか。

○総務課長 浅野幸司君

寺西様からご寄附のされた場所でございますけれども、ちょうど蟹江川の右岸堤、天王橋

のたもとの辺でございます。ちょうどことしの須成祭に仮設のトイレのほうを設置、その場所に設置させていただいて、早速広く使うような形で活用のほうをさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

あそこの土地に関しましては、伊藤議員も一般質問で、どういうふうに活用していくのかというような話もあったかと思えます。船のほうも、小学校の横から乗って、ちょうどあそこの横で着いて、地方の皆さんおられるちょうどいい場所にもなっていますので、そのあたり、須成祭も絡めての活用を地元としてはお願いしたいなというふうに思っているんですけども、実際、どのような活用をされていく予定ですか。

この話が出たときは、まだちょっと白紙ですというお話でしたけれども、あれから多少時間もたっていますので、その辺、何かしらの、こういうようにしようかなみたいなものというのとは何か出ていますか。

○副町長 河瀬広幸君

今のご寄附いただいた土地の利用についてのご質問であります。これは、ことし、先ほど総務部長が申しましたように、須成祭について、仮設のトイレ等に使用させていただきました。ことし寄附されたと同時に、境界確定等を含めて、まず現場を確認することでやらせていただきました。今後、寄附者の希望としては、あくまでも文化伝承、住民交流ということで希望はございますが、これを柱に考えていきたいと思っています。

今回、議会でもお話ししたように、須成祭をことし予算をいただいてやっていただきました。反省点も踏まえて、次年度以降、ユネスコ遺産の登録に向けての事務もございますので、そういった中でどういう線にするかを考えていきたいと。

現段階ではっきり申しますと、まだ未定でございます。ただ、私どもの方向性としては、ご希望のあったように、ある程度文化的なものが見えるようなものだとか、栈敷という話もありますんですけども、それは立地的な問題もありますので、1つの選択肢でもあるんですけども、それはまだ決定ではないということで、あらゆる角度から検討させていただいて、また議会の皆さんにはお諮りし、これから方向性を決めていきたいと、そういう段階にあることだけご承知おきいただきたいと思っております。

○委員長 松本正美君

その他ございますでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第46号「表彰について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第47号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 中村英子君

これですけれども、実際にこの評価に対して不服があるというようなことがあるんですか、これに基づいたようなことが、過去にもありますか。これないですか。ちょっと、どういう場面なのか想像がちょっとできないものだから、どういう場面でどんなふうになるのかな、それはきちんと適正にのっとして決められてきていると思うので、それに対して、その何かというものを言うてくるというようなことは、実情としてあるんでしょうか、実際に。

○総務部長 江上文啓君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ここ3年ほどは、今委員がおっしゃったように、審査の申し出はなかった記憶でございます。ただ、それ以前に、お一方お見えになりました。数回この委員会を開かさせていただいて、結論としては、私どもの評価が、私どもとしては間違いなかったというふうに結論づけましたけれども、最終的に本人がそれをどこまで理解していただいたかわからないですけれども、そういった事例は、本当にごくまれではございますが、ないことはないです。よろしいですか。

以上です。

○委員長 松本正美君

その他ございますか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと、今中村委員言って、地方のほうで、そうある事案だともないと思うんですけれども、国税なんかになると、やっぱり課税の評価、その辺、税務調査等で多々私も国税のほうで不服申し立てやったこともあります。そういうことで、今、施行自体、ことしの

4月から施行されていると思うんですけれども、若干、今までの不服申し立てと審査請求の違いがいまいちよく理解しづらい面があって、実際に法改正の前と後で何が大幅に変わったのか、ちょっと教えていただけると。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の内容でございます。今回、議案第47号でお出しした、これの絡みで、実はこれ、ことしの3月議会のところで7条だけの改正のほうを制定後50年ぶりの抜本的なこの行服法の改正ということで上程をさせていただいたと思います。

ちょっと、そのところに少し戻りまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

原則、今まで行政不服審査法の手続の関係が非常に審査、審査を請求する方にとって、多少そういう期間的なものとか、そういった部分で非常に不利というか、少しやりにくい部分がございます、今回改正されましたのは、審議員というのを置きまして、そういった直接審査の請求する方が、審議員の方に直に、その審査町、町ですね、蟹江町とか、そういう審査町に直に出すんじゃなくて、間に1つ、そういう審議員のほうを組織的に入れまして、それを通じていろいろ、第三者機関も設置しながら、いろいろ諮問、答申をしながら慎重に進めていくということが主な改正の内容でございます。

実際の内容としましては、実際異議申し立てという言葉は今までは使っておったんですけれども、それが異議申し立てという言葉そのものが廃止というか、使わなくなりまして、審査請求ということで文言の改正を7条立ての条例改正で、この3月にさせていただいたものでございます。

一番中でも大きく影響が出るのが改正後で、改正前は審査請求をする期間が60日までということになっておったんですけれども、それが3カ月、約90日ですね、3カ月に延長された、期間が伸びた、審査請求をする期間が伸びることによって、請求人の方もいろいろ熟考されてきて請求ができるということだと思いますけれども、そこら辺が一番大きな改正の内容でございます。

それを受けまして、実際ことしの3月に議案の第8号で行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということで上程をいたしまして、その中に、今回47号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例も、その中に含まれておったんですけれども、それをさらに今回、総務民生常任委員会のほうでご審議いただく、この議案47号ということで、さらに、そのところをもう一度内容をより明確にするために、今回改正するものでございます。

お手元の議案の47号の1枚めくっていただきまして、2ページ目に新旧対照表がございますけれども、右側が前のもの、左側が新しいものということで、見比べていただきますと、ちょうど下線の部分が変わる改正部分でございますけれども、より、例えば頭のところで、前までは平成28年度以後のということで書いてありますけれども、それが平成28年4月1日

以後ということで、まず、こういう日にちを明確にするというのがまず1つ。

それと、あと内容的に同じようなことを書いてあるんですけども、今までは固定資産税台帳に登録された価格云々というところを書いてあるところが、今度新しい改正後のほうですと、地方税法の第411条の第2項とか、419条第3項、いろいろ出てきますけれども、これは何か言いますと、固定資産の価格登録時の公示ということで、公示の部分のところが全部このところの地方税法の関係のところでも新しく出てまいります。

したがって今まで固定資産税の台帳に登録された価格というところが、今回新しく固定資産の価格の登録時とか、修正登録時の公示のところでもっての適用ということで、より具体的な改正の内容になってございます。

そういった形で、いずれにしてもより詳しく、今回3月に上程しましたところの改正の条例をさらに今回の改正で詳しく、内容を詳しくするというものが、この趣旨でございます。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

他に質疑はないですね。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美